

令和3年度日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会担当者会  
総務・財務部会議事録

日 時 令和3年度10月23日 13:30～17:00 10月24日 9:00～11:30

場 所 佐賀県佐賀市

出席者

〔福岡会〕	山本 宰三	(総務部長)	池田 直之	(財務部長)
〔佐賀会〕	富吉 一男	(副会長・総務部長)	中溝 健二	(財務部長)
〔長崎会〕	釘本 正紀	(総務部)	峰 昇平	(財務部長)
〔大分会〕	甲斐 伸治	(副会長・総務部長)	三宮 浩輝	(財務部長)
〔熊本会〕	北岡 忠勇	(総務部長)	鶴田 稔	(財務担当副会長)
〔鹿児島会〕	上小鶴 一善	(副会長・総務部長)	小原 翔	(財務部長)
	前杉 竜志	(副会長)		
〔沖縄会〕	福原 義隆	(総務部長)	金城 行男	(副会長・財務部長)

オンライン出席者

〔宮崎会〕	大野 祐輔	(総務部長)	三井 美佳	(財務部長)
-------	-------	--------	-------	--------

座 長(議事録作成者) 鹿児島会 上小鶴一善

総務関連

**提案議題① コロナ禍下における事務局の対応について**

**福岡会** 各会事務局の感染拡大防止に対する取り組みを伺いたい。福岡会では一般的な対策をしている。事務局員の交代勤務や時短勤務を実施した。

**佐賀会** 一般的な対策としているのみで、来客の制限などはない。県の指針に従い対応している。

**長崎会** 一般的な対策(消毒・検温等)。また、用紙購入等で来訪していた会員については原則、電話・メール等で対応し、郵送。

**大分会** 受付カウンターに感染防止用ビニールシートを張る対応を行っている。

**熊本会** 感染対策として検温器及び手指消毒器並びにパーテーションの設置など。

**鹿児島会** 一般的な対策としているのみで、来客の制限などはない。

**宮崎会** 会館入口に消毒液、体温計の設置。事務局にパーテーションと消毒液を設置し、常に窓を開け換気している。ガイドラインを作成。

**沖縄会** 緊急事態宣言下では事務局員2名で交互+時短勤務(10時から16時)し、会員には来会も控えるよう通知した。さらに事務局の玄関扉に貼紙で来客を控えるようご協力をお願いしている。その他、事務局内では一般的な予防対策を行っている。

事務局員の交互勤務は在宅も出勤扱いとしている。

#### 提案議題② コロナ禍下における会則規則の見直しについて

**福岡会** 総会の開催や役員を選任、また理事会等の運営について、各会ではどのような対応がなされているのかを伺いたい。理事会や総会においても集合によらない方法での開催を目指している。また、会長選挙においては、有事の際においては選挙管理委員会が選任方法を指定するといったような方法を検討している。

**佐賀会** 理事会の決議要件をモデル会則に合わせている。

**長崎会** 本年度総会で、日調連モデル会則に基づき改正した。

**大分会** モデル会則に合わせて対応のみ行っている。

**熊本会** 日調連の会則モデルに基づき、定時総会において会則変更を提案し承認された。理事会、常任理事会及び各部委員会等は WEB (ZOOM) での出席を認めている。役員選任については、選挙となった場合に現規則でも郵便投票が可能だが、選任方法に疑義が生じたため役員等選任規則の全面改正を念頭に総務部で協議中。

**鹿児島会** 総会での決議要件をモデル会則に合わせて。

**宮崎会** 今後のコロナの状況によっては、役員選任・理事会等の運営について、WEB 形式などの議論しなければならいと考えている。前回の総会は、出席希望者全員の参加は断念し、各支部代表者の参加等、少人数で開催した。委任状等の取り扱いについては、今後の議題であると考えている。

**沖縄会** 総会の開催は集合形式で行っており、参加人数を制限した上で、不参加者からの委任状を多数提出いただくことで成立。役員を選任については、総会参加者の中に選挙管理委員及び選考委員を含めることで対応。今回は選挙がなかったため、事なきを得たが、今後選挙となる場合の対応を検討する必要がある。(投票権がらみ)理事会は、書面決議で対応する場合もあるが、殆どの場合、集合形式をとっている。

#### 案議題③ 理事会等会議の WEB 会議化について

**佐賀会** 新型コロナ禍のため、リモート会議化を検討している。現在、佐賀会では ZOOM の導入を検討している。そこで、各会のリモート会議に対する考えや取り組み等について伺いたい。クレジットカードの契約状況についても伺いたい。

**熊本会** コロナ禍により理事会を面前と ZOOM を併用したハイブリッド形式での実施や、事務局との朝礼は ZOOM で行うなど、新しい形式の機会が増えている。各会で特徴的なリモート活用法があれば伺いたい。

**沖縄会** WEB 会議用に ZOOM の有料プラン (2,200 円/月) に月単位で加入している。各会の状況を伺いたい。ZOOM 以外にもたくさんの WEB 会議システムがあるなかで、よりよいものがあれば参考にしたい。また、各単位会名義のクレジットカードを所持しているか。沖縄会では様々な観点から、クレジットカードを所持していないが、所持している場合の、管理方法及びリスクマネジメントについて伺いたい。

福岡会 参加者の人数に応じて、CISCO(Webex)を利用したハイブリッド形式で開催している。利用料は14,300円/月。クレジットカードは持っていない。今後の検討課題。CISCO(Webex)は、事務局を主催者として会議室を立ち上げて主催者を他人に譲ることができるシステムであり使い勝手は良い。

長崎会 研修会で離島会員に対しWEB配信を行っていたことから、CISCO(Webex)を導入しており、数回WEB会議を行いました。しかし、①WEB会議のみでは対応が難しい案件がある②長崎会の会議室が狭い上記理由から、比較的大人数となる会議は近隣の貸会議室で行っている。(今年9月から)。また会名義のクレジットカードは所持していない。CISCO(Webex)の導入、ランニングコスト 導入時 約55万円、14,300円/月

大分会 司法書士会と共同にて研修会用としてCISCO(Webex)を導入した。また、このシステムを使用し、研修部主導で理事会および支部研修会を行う様計画をしている。クレジットカードは持っていない。6,000円/月。検討当時、100人を超える会議はZOOMとCISCO(Webex)では、CISCO(Webex)の方が費用面で有利であった。

鹿児島会 クレジットカードを契約し、(地銀のプロパーカード 年会費1500円程度)ZOOMを本年度から契約した。委員会・研修会では利用したが、理事会での利用実績はない。クレジットカードの引落口座を専用として20万円のみ入金している。

宮崎会 クレジットカード契約済み。現在、事務局で管理しているが、管理方法等については、今後検討しなければならない。ZOOMの契約を検討中。年度内には運用を開始したい。数回、理事会をWEB形式で行ったが、teamsの利用は機材トラブル等もあるので、今後回数を増やして、スムーズに行えるようにしたい。

#### 提案議題④ 土地家屋調査士法施行規則第39条2の調査について(非調査士調査)

佐賀会 佐賀地方法務局より他県では広範囲で調査されているので、佐賀会でも増やせないかとの要望があった。各会での実績について伺いたい。佐賀会は5支部で構成しており、本局を毎年佐賀支部が調査し、4つの支局及び出張所を4年に1度の割合で調査していた。つまり、毎年2カ所(本局+1)で調査。本年度は予算の都合もあり昨年より3カ所に増やした。

福岡会 15ある法務局・支局・出張所を年間3カ所ずつ5年サイクルで実施している。件数に偏りがないように法務局と協議の上計画表を作成している。

長崎会 権利・表示と交互に、2年に1度地方法務局及びすべての支局で実施している。会員より、毎年実施するべきとの声もあり、その旨法務局へ伝えた。

大分会 県内の地方法務局・支局・出張所のすべてで実施している。法務局から調査依頼があり、各支部長に調査員の選任をお願いしている。

熊本会 法務局からの調査依頼に基づき、熊本地方法務局及び7支局を8支部で毎年調査実施している。各支部に調査委員の選任を依頼し実施している。

鹿児島会 県内の地方法務局・支局・出張所のすべてで実施している。法務局から調査依頼があり、各支部長に調査員の選任をお願いしている。

宮崎会 県内の地方法務局・支局等で実施している。毎年会から調査を行う会員を募集し、調査をお願いしている。支部単位で実施。

沖縄会 県内の地方法務局・支局・出張所のすべてで実施している。法務局から調査依頼があり、各支部長に調査員の選任をお願いしている。

#### 提案議題⑤ 補助者の研修について

佐賀会 佐賀会補助者規則第 11 条 2 項で「別に定める補助者研修要領により実施するものとする」とあるが、各会において、補助者研修要領を定めている場合は、その内容について伺いたい。

福岡会 補助者規定・補助者規定運用基準に基づき研修を行っており、受講のない補助者に対しては更新(5 年単位)を行っていない。有料研修(1,000 円)を令和 2 年度から運用している。

長崎会 補助者研修要領は定めていないが、研修を 5 年前に実施した。その際の受講者数は 29 人(補助者登録数約 200 人)。内容は職務上請求書・倫理、懲戒事例等。

大分会 大分会では補助者についての研修要領は定められていない。また、補助者の研修内容について議論したことはあるが、補助者の業務内容は本職の補助であることから、研修できる内容に限りがあるとのことで研修を行っていない。

熊本会 行っていない。なお、今回の会同において研修部が議題に挙げるとのこと。

鹿児島会 本職同伴で会員研修会に参加することができる。

宮崎会 補助者使用規則の中で、研修会を「補助者研修要領によって実施するものとする。」とあるが、現在、要領は定めていない。実施予定もない。

沖縄会 定めていない。会員研修会に参加できる。

福岡会へ要望 補助者規定・補助者規定運用基準を共有してほしい。

#### 提案議題⑥ 苦情相談者の来訪対応について

長崎会 近年、会員への苦情に対し、直接(突然)事務局に来訪する相談者が増え、事務局職員が対応に苦慮している。事務局には常駐役員がいないことを説明しているものの、感情的になり来訪していることもあり、説明を聞いてくれないことも多い。現在、相談者には添付文書を渡し対応している状況である。同様なケースの有無、また各会事務局での対応方について伺いたい。また、苦情相談委員会の決定に不服のある相談者が事務局や相談員の事務所を訪問するケースがあるが、各会で類似するケースがあるか？また、その際の対応はどうしているのか？

福岡会 苦情相談取扱規定に基づき運用している。突如の来訪者については、相談票に記載・提出していただき、日程調整の上、再度来訪してもらっている。

佐賀会 事務局職員が対応している。苦情申出書に記入してもらい後日、苦情処理委員会

にて処理している。内容によっては直近の無料相談会を案内している。月1回の佐賀市無料相談会のほか、法務局主催、専門士業団主催等。また、長崎会の文書を参考にしたい。

大分会 事務局で受付し、総務部長にメールまたは電話連絡をするようになっている。その後は総務部長が苦情相談者に電話連絡を行い対応している。苦情相談票に記録している。

熊本会 一般的な相談は、社会事業部長が対応することが多い。苦情の場合は、事務局で苦情相談委員会の説明を行い、申立書を提出してもらう。(直近の事案では担当者が電話をし、そこで納得し終わった)

鹿児島会 同じように困っている。長崎会の文書を参考にしたい。不服がある相談者等を想定して苦情相談に対する折り返し専用の携帯電話を契約して相談者へ対応している。

宮崎会 事務局に直接来られる方はほとんどいない。電話での問い合わせ等が多く、事務局の業務に支障が出ていた。電話での対応時間(10分)を設定し、長くなる場合は、副会長、総務部長が折り返し電話をする対応をとっている。

沖縄会 沖縄会でも苦情相談委員会があり、苦情は委員会において対応しますが、最近の苦情案件の多さに驚いている。委員会で対応しても、できることには限界があるため、苦情申出人の気持ちが収まるかは、ケースバイケース。委員は副会長2名、総務部長、業務部長の計4名で対応している。

#### 提案議題⑦ 総会後の懇親会について

大分会 大分会では会員同士の繋がりが希薄になって殺伐とした感じがある。総会の参加人数が例年では総会員数の半数程度であり、今後も総会参加人数は減少することが見込まれるため、積極的に参加頂ける方策を探している。そこで、総会後に懇親会を行っている会があるとのことをきいたため、懇親会を行っている会がどの程度あるのか、毎年行っているのか、他に会員交流に関する事業などを会の予算で行っているのかを伺いたい。

福岡会 コロナの為、ここ2年は行っていないが、通常は行っている。懇親会費用は会が負担している。50%弱程度の出席率であった。

佐賀会 通常は総会後に懇親会を開催しています。約50万円を計上していますが、参加会員からは参加費を当日に1,000円徴収している。ゴルフ仲間や14条地区班等で懇親を深めているようだ。

長崎会 コロナ禍前は、毎年行っていた。長崎会も総会会場出席者は半数程度だが、会長を含め若い役員が執行していることから、応援の意味も込めて参加いただく会員も増えている。懇親会の費用は、約50万円全額を会が負担している。

熊本会 懇親会は平成25年から始め、以後毎年行っている。会が4,500円・会員が3,000円で開催している。ゴルフコンペと支部対抗のボウリング大会を開催している。同

好会に補助金を支給する仕組みはあるが支給実績はない。

鹿児島会 会から 5,000 円程度/人ほど補助を出し、会員からは 2,000 円程度/人を徴収している。会員交流としてチャリティーゴルフを開催しており、支部単位で旅行に行っている。

宮崎会 コロナ前は毎年ホテルなどの会議場で総会を開催し、総会後に来賓をお招きして、立食形式の懇親会を会の予算で行っていた。支部の持ち回りでレクレーションをしているが、レクレーションのあり方を見直す方向

沖縄会 会の予算で懇親会を行っている。他の会員との交流のため、懇親会を楽しみにしている会員も少なくないと思う。他に交流に関する活動は会ではしていない。支部ではあるようだ。

#### 提案議題⑧ 綱紀案件の状況について

大分会 土地家屋調査士法の改正により、調査士の懲戒権者が法務大臣となった。司法書士会および司法書士会連合会では今後、弁護士会のように独自で懲戒を行えるよう各司法書士会における懲戒案件については一度司法書士会連合会において審査し、全国一律の裁定ができるような仕組みとなっているようだ。ところが、調査士会連合会連合会に確認したところ、このような考えはないとのこと。よって、この件において各総務部長様に司法書士会のような仕組みを調査士会でも作るべきか否かのご意見を頂戴したい。

熊本会 今年度も新たに綱紀案件が生じており、現在進行中なのですが、各会におけるここ数年の綱紀案件が何件ほど出ていますか。また差し支えない範囲で事例を伺いたい。

福岡会 司法書士会のような全国一律の懲戒裁定のための仕組みを調査士会で作る必要性については、懲戒権が法務大臣にあり、量定の基準も法務省が示している現状では必要ないと考えている。また、件数は平成 30 年 8 件、令和元年 1 件、令和 2 年 5 件。

佐賀会 ここ 3 年綱紀案件はない。新たな仕組みづくりについては今後の状況を見ながら検討してはいかがかと考える。連合会において情報収集をしながら検討してはどうか。

長崎会 一昨年度、1 件(2 ヶ月の業務停止 他人による業務の取扱い)また、現在、2 件の綱紀案件があります。例年は数年に 1 件程度です。大分会からのご質問については、日調連の方針に基づき単位会は対応すべきと思うので、単位会での判断は難しいと考える。

大分会 年 1 件程度。会員の資質が少しずつ下がってきているように感じている。研修等の充実を考えている。

熊本会 単位会で検討するのではなく、全体としての流れとして推移を見守りたい。

鹿児島会 進行中は 0 件。綱紀にかかる会員は研修会への出席率が低い傾向にある。

宮崎会 私見ですが、極めて公共性の高い業務を行う調査士において、弁護士自治のような考え方はそぐわないようにも感じる。しかし、懲戒処分の裁定は一律であるべきと考えるので、司法書士会の考え方も一つの方法かと思う。綱紀案件は、毎年1件程度あるが、懲戒処分に至っていない。現在、継続中の案件があるが、調査中のため、内容はお伝えできない。

沖縄会 ここ数年、綱紀案件は出ていない。

#### 提案議題⑨ 会員事務所調査の運用状況について

熊本会 平成30年1月25日付日調連発第270号において「事務所調査マニュアルの配布について」が発せられたが、発信当初は運用するケースはないだろうと思っていたが、令和2年度に熊本会員が業務停止の懲戒処分を受けた。熊本会としては会員への指導及び助言はもとより、名義貸し防止を念頭において、運用したいと考えている。当初は、新入会員、研修出席率、CPDの取得状況などを基準に調査したい。各会の運用状況または今後の運用計画を伺いたい。

福岡会 運用している。調査対象者は、新入会員及び総会研修会の出席率が低い会員が中心となる。調査票は福岡会独自のものを使用している。

佐賀会 現在までのところ運用実績はない。本会入会手続き及び、支部入会手続きにおいて名義貸行為の無きよう指導し、各支部長にも留意するよう伝えたい。

長崎会 綱紀委員会の事務所調査の際に利用している程度です。

大分会 大分会では、今のところ検討しておりませんが、各単位会のご意見を参考にしたい。

鹿児島会 あいまいな状態。各会の状況次第で検討する。

宮崎会 現在、「事務所調査マニュアル」を運用して、実際の調査等は行っていない。会則によって、会員の指導及び調査を定めており、それをもって、対処している。今後の運用については、検討したい。

沖縄会 沖縄会では、当該マニュアルに沿って動く予定はない。

#### 提案議題⑩ 会員名簿及び会員情報の変更に伴う交付の仕方について

熊本会 熊本は会員名簿冊子を交付したあと、新入会員や会員情報の変更分については、ホームページにその会員のものをPDFでアップし、各自がダウンロードして名簿を更新してもらう方法を採用している。しかしこの更新作業はしないという熊本会員が結構いると耳にするので、出来れば冊子型は取りやめて、ホームページ上に載せる1本化を目指している。各会でホームページ1本化のような動きがあれば伺いたい。

福岡会 県会ホームページに会員名簿を載せており、冊子等は作っていない。また、会員名簿は会員向けと一般向けとで区別している

佐賀会 2年ごとに会員名簿冊子を作成し会員及び法務局に配布している。会員情報の更新は月1回の会務報告に記載しお知らせしている。更新作業について指導はして

いない。ホームページへの一本化等は検討していない。

長崎会 2年に1度、会員名簿を冊子で交付しており、ホームページでの掲載はしていない(過去に検討は行った)。

大分会 大分会では2年に1度会員名簿を変更していたが、担当者会同にて各会の状況をお聞きし4年に1度に変更した。また、その間の新入会員の情報については、大分会の会報誌に記載し、それを切り抜き白紙の部分に張っていただくようお願いしている。今のところホームページに記載の一本化は検討していない。

鹿児島会 5年に1度、冊子を更新して配布している。新入会員等はPDFデータを作成してメールにて送付している。

宮崎会 宮崎会においては、ホームページ掲載と、会員名簿発行を行っている。ホームページは都度更新しているが、会員名簿は2年～4年ごとに発行する。会員名簿の廃止の予定はない。

沖縄会 会員名簿は2年に1回冊子で作成し、全会員に配布している。今のところホームページ1本化の流れはない。

#### 提案議題⑪ 保存文書の電子化について

鹿児島会 当会では事務局の移転を計画している。その際、文書の保管場所確保に苦慮することから電子化して破棄する方法を模索している。各会での対応を伺いたい。現在検討しているのはE文書法を利用していきたい。

福岡会 文書等取扱規定に基づき管理している。保存期間が過ぎた文書もすべて破棄することはせず、個別に判断している。電子化については行っていない。

佐賀会 文書保管の規定通り。事務局に確認したところ、今のところ現状のままで対応できる。

長崎会 事務局内の書庫に保管しています。書庫に収まらなくなっているものについては、保存年月を確認しながら廃棄している。電子化については、検討中。

大分会 現在のところ検討していない。

熊本会 文書を電子化して破棄する方法は現時点では考えていません。過去に法務局とおこなった協議事項をまとめて発行した事例集の在庫がなくなったため、A4判400ページを電子化した程度です。

宮崎会 文書等の電子化は議論していますが、具体的に決まっていることはない。今後、書類等の整理や電子化について進めていく予定。

沖縄会 沖縄会でも同様に電子化を検討中。電子文書や電子化文書の取扱管理について、検討中。

#### 提案議題⑫ 調査士法人設立状況について

宮崎会 1人法人が認められるようになり、宮崎会では1人法人設立やその相談が増えてきている。また、法人会費の減額についての要望も出ている。各会の設立状況や今後、1人法人が増えた場合の、設立マニュアル等の作成の予定があるか。また、法人会費について、各会会員からどのような要望があるか伺いたい。

福岡会 連合会作成の調査士法人設立マニュアルを利用している。今のところ一人法人設立・相談はない。

佐賀会 1法人設立されている。設立マニュアルは連合会発行のものを利用し特に問題ありません。会費については特に要望はない。

長崎会 現在、1人法人が1社ある。現在のところ、会費減額の要望等はない。マニュアルを当会で作成する予定はない。

大分会 現在、会へ相談または法人設立の動きは見られません。

熊本会 以前に比べ設立のペースは上がっていると同時に、法人のメリットは何かとの質問されることが増えた。熊本は8法人あり、今のところ会費について減額等の意見はない。

鹿児島会 3法人設立されている。設立マニュアルは連合会発行のものを利用してもらっている。事務局の処理については簡易マニュアルを職員が作成している。会費については特に要望はない。

沖縄会 2調査士法人が設立されており、いずれも1人調査士である。特に要望等もでず、設立にあたっては日調連のマニュアルを利用してもらっている。

#### 提案議題⑬ 事務局職員の就業規則の整備について

宮崎会 事務局職員の執務について、執務規程を定めているが、定時総会において、会員から就業規則作成についての要望があった。現在、社会保険労務士と就業規則の作成について協議を行っている。各会において、就業規則の有無と、今後の計画を伺いたい。

福岡会 就業規則はないが、職員採用規定・職員服務規定により勤務管理をしている。今のところ就業規則を作る予定はない。

佐賀会 職員執務規則を設けている。(平成16年施行)改正されたものがあれば伺いたい。

長崎会 就業規則あり。数年前より、規則改正を社会保険労務士と財務部が協議している。

大分会 社会保険労務士に依頼し作成しているが、現在の規則のすり合わせが必要であるため、検討中。

熊本会 数年前、鹿児島会から事務局職員就業規則モデルを提供いただき、当会も細部修正を行い改正した。

鹿児島会 就業規則あり。法改正や福利厚生に関することで社労士の先生にアドバイス

を貰いながらたびたび改正している。

沖縄会 就業規則あり。特に変更の予定はなし。

#### 提案議題⑭ 電子証明書(セコムパスポート)の取得について

沖縄会 会則において電子署名に係る電子証明書(セコムパスポート)の取得を義務化している。各会の状況はいかがか。また、義務化としている場合、未取得者についての指導はどのように行っているか伺いたい。沖縄会は、順次、未取得者に対し指導していきたいと考えているので、参考にしたい。

福岡会 義務化している。未取得者に対し指導は現在行っていない。新入会員については取得するよう指導している。

佐賀会 義務化はしていない。度々取得を呼びかけ、オンライン申請の利用を促している。

長崎会 義務化している。新入会員については、取得を必須としています。会員へ取得を促しているが、書面申請の会員もいる。数十年かかるかもしれないが、完全オンライン化を見据え、対応している。

大分会 義務化していない。未取得者については、少数のベテラン調査士であることであるため、オンライン申請がそもそも難しいこともあり、強制は難しいと考えている。

熊本会 義務化していない。取得率は全体の7割(211人)。

鹿児島会 義務化している。具体的には対応していない。取得状況の推移を見守りたい。

宮崎会 義務化していない。セコムパスポート取得状況は、会員183名中147名です。法人は、法務局での電証明書を取得している。未取得者に個別指導は行っていないが、オンライン化を進めるべく検討したい。

#### 提案議題⑮ 官公署委託業務の受注者が非調査士である場合の対応について

沖縄会 官公署委託業務の受注者が非調査士(測量・コンサル業者等)であり、その業務の全部または一部が調査士法第3条業務であった場合の法的解釈等について法務局と協議したことが有るか伺いたい。(総務・業務両部会共通)(今後、沖縄会は法務局と協議し、法務局見解を照会・回答の形態で文書として入手し、官公署へのPRを計画している。)

福岡会 総務部・業務部が連携して調査士法第68条への迅速な対応を目指し、官公署に毎年チラシ配布している。非調査士が調査士法第3条業務を官公署から受注していることについての法的解釈を法務局と協議したことはない。

佐賀会 先日、公嘱協会が顧問県議に同行いただき、佐賀地方法務局に要望に行かれた。

長崎会 法務局との協議はない。日調連からの調査依頼があったときに、社会事業部で調査し、報告している状況。

大分会 官公署発注業務が3条業務に該当するか否かは完全に違反しているとも言い切れないこと、また大分会では官公署発注業務が公共測量であるとの意見もあるこ

とから、静観している。

熊本会 当会独自で公式に法務局と協議したことはない。昨年、日調連から官公署委託業務の不適切な入札等の情報提供の調査報告依頼があった。当会では公嘱協会と協議したが、官公署から不適切な業務委託があると思われるが、委託内容の詳細が不明であることから日調連には報告していない。

鹿児島会 鹿児島会でも法務局と協議をし、正式に文書が出れば協力するとの回答を頂いた。顧問県議団などへ相談をし、どのように対処していくか協議しているが、このことがかえって名義貸しなどの問題が起きないか？ 上手くいったとして調査士で対応しきれぬのか？ といった質問も受けている。(業いただ部案件)

宮崎会 公式に法務局と協議したことはないと思われる。ただし、宮崎県内においても測量コンサル業者がいわゆる3条業務を官公署名で行っている事実は確認している。今後、業務部、公嘱協会と連携して対応したい。

#### 財務関連

##### 提案議題① 事務局のPCのデータのバックアップについて

福岡会 事務局が天災でデータに損壊があった場合の対策を現在検討しているため、各会の状況を伺いたい。

佐賀会 定期的に手動で外付けハードディスクにバックアップ作業を行っている。

長崎会 外付けのハードディスクにバックアップをとっている。

大分会 サーバーに外付けハードにバックアップをとって無停電電源装置は設置しているが、クラウド上へのバックアップは行っていない。

熊本会 していない。

鹿児島会 事務局内のHDDに保存し、設定・保守は業者に委託している。

宮崎会 定期的にクラウドサービスのDROPOBOXへバックアップするように業者に設定を依頼している。日常的には外付けHDDにバックアップをとるようにしている。

沖縄会 会計システム、給与システムはUSBへ、その他のデータはCD又は外付けHDDにバックアップしている。

##### 提案議題② 会員の管理はシステムについて

福岡会 システムの更新のたびに多額の更新料に係るため各会がどのように会員管理をしているか伺いたい。

佐賀会 管理システムは入れていない。事務局員が手作業で管理している。

長崎会 管理システムは入れていない。

大分会 管理システムは入れていないため、事務局で対応している。

熊本会 なし。

鹿児島会 入会届や登録事項変更届の記載事項(+α)程度の情報をMicrosoft Office Accessを使って管理している。2013年に独自システムを業者に15万円程度依頼

して作成した。

宮崎会 システムは導入していない。会員及び補助者の名簿は、ファイルメーカーというソフトを使って管理している。

沖縄会 会員名簿管理システムがあるが、システム更新料などの費用は発生していない。業者に簡易的なシステムを作成した。そのシステムを買い取るという形で保守メンテナンスは一切ない状態である。金額は不明。

### 提案議題③ 会議参加の日当(手当)について

佐賀会 コロナ禍により、オンラインによる会議の比率が増えているが、会議参加者は通常の対面会議と比較すると、移動その他の負担が軽減されている。その点を考慮すると、オンライン会議の日当については再検討の余地があるかと考えるが、各会ではどのような取り扱いをしているか伺いたい。また、会議の種別(単位会内、九州ブロック、連合会など)により日当の額に差を設けているか、規程の有無も併せて伺いたい。昨今の財務状況による支出抑制を図るための参考としたい。

福岡会 会議費日当、交通費を分けて支出しているので、オンライン会議の場合は交通費を支出していない。

長崎会 日当は県内の諸会議であれば 10,000 円。県外の諸会議であれば 15,000 円と定めている。それと別に交通費や宿泊費が発生する場合は負担しているが、オンライン会議等で移動が軽減されれば日当のみの負担としている。今の段階では、オンライン会議だからといって日当の再検討は考えていない。オンライン会議より集合の会議の方が身のある会議になるとの意見があり、コロナ禍のなかで会場選定に苦慮している。

大分会 大分会旅費規程により、会議の種別による日当の差はなく、一律の規定として 4 時間以内の会議は 5,000 円、4 時間以上の会議は 10,000 円、県外出張 1 日 15,000 円と規定されている。

熊本会 日当と旅費を分けて支給しているので WEB 会議の場合は交通費なしで対応している。部会や委員会は 1,000 円/時で支給している。対面は半日日当と 1 日日当 + 旅費で対応している。なるべく WEB 会議を推奨している。

鹿児島会 旅費・移動日当と会議日当を分けて規定しているので、オンラインの場合は会議日当のみの支給としています。県内会議と県外出張とでは別の規定を適用しています。(鹿児島会の旅費日当規程参照)できるだけ WEB 会議をしてほしいと思っている。

宮崎会 規定がある。会議参加は日当 + 交通費・宿泊費だが、オンライン会議の日当は規定の日当のみを支払う。県内での会議と県外での会議で日当の差を設けている。

沖縄会 オンライン会議の日当については、通常の会議と変わらず、交通費に関しては費用が掛からない為、支出していない。オンライン会議の場合会議の種別による日当の額に差はないが、通常の会議の場合には出張手当として、連合会、九州ブロッ

クそれぞれ規程による金額を支出している。会議の生産性を考えると対面の会議を優先したいという方針。

#### 提案議題④ 各種保険制度や国民年金基金の加入促進について

**佐賀会** 日調連共済会の各種保険制度や国民年金基金制度は会員にとって一つの選択肢となり、有益であると思うが、その内容やメリット・デメリットなどが、会員にどの程度認知されているかいささか疑問がある。会員向けにその内容の周知・広報や加入促進活動をしている単位会があれば参考にしたい。

**福岡会** 新入会員入会時にパンフレット配布しております。月 1 回の県会ニュースにて周知している。

**長崎会** 会報や WEB にて広告掲載をしている。また、新入会員の入会手続き時に加入啓発を行うようにしている。

**大分会** 連合会からの案内に従う程度の活動であり、会として独自の加入促進活動は行っていない。

**熊本会** 特に力を入れての広報は行っていない。

**鹿児島会** 両方とも新入会員向けにパンフレット配布等をしているにとどまる。

**宮崎会** 国民年金基金については、新入会員に案内を渡し、アンケートを書いてもらっている。又、年 2 回発行する県会の会報に広告を掲載している。職業賠償責任保険は、年 1 回案内を送り、加入促進をしている。

**沖縄会** 研修会において、国民年金基金制度の説明している。入会する新人会員には、保険関係の説明を行っている。パンフレットやデータをメールで会員に周知している。

#### 提案議題⑤ 調査士会会費の金額と集金サイクル、及び支部交付金の交付額と支給サイクルについて

**大分会** 大分会では月額 12,800 円の会費を 3 ヶ月に一度の頻度で第一回目の引き落としを 5 月に行っている。また、支部交付金については 4 月上旬に 1 名あたり 1500 円×12 ヶ月×支部人数の一年分を支部へ交付しているため、前年度の繰越金の状況によっては 4 月に資金が枯渇する可能性がある。今後の、会費の集金のタイミング等を検討するため各会の状況を伺いたい。比例会費の廃止も検討しており今後 2 年間を目途に廃止したい。また、各支部の決算時に残金はすべて県会に返金しており、支部に繰越金がないので、年度当初に県会から支部交付金を支出関係で資金繰りに苦慮する年度があるが、各会の状況を伺いたい。

**福岡会** 3 か月に 1 回、4 月、7 月、11 月、1 月に支部経由で会費を徴収している。支部交付金を差し引いて支部から県会に入金するようにしている。支部に繰越金があるので問題ない。

**佐賀会** 会費は月額 13,000 円を、1・4・7・10 月の年 4 回、3 か月分ずつを徴収。支部交付金は 1 名あたり 537 円×支部人数×6 か月分を 3 月と 10 月の年 2 回に交付し

ている。支部の繰越金は把握していない。

長崎会 月額 15,000 円の会費を毎月引落しするようにしているので、支部交付金について枯渇するということはない。支部交付金は月額 2,000 円×人数分。支部の繰越金があるので問題ない。

熊本会 2ヶ月毎に徴収している。支部の繰越金があることは把握している。支部会費を独自に徴収しているので県会が吸い上げるということとはできないのではないかと考えている。

鹿児島会 3ヶ月に一度の頻度で引落としなのは同じで、第一回目は4月末日。支部交付金は10月頃と年度末3月の2回に分けて交付している。なお、鹿児島会では支部交付金のほかに各支部独自の支部負担金(支部会費)もある。

宮崎会 会費は月額 13,000 円。3ヶ月に1度、第1回目の引き落としを4月に行っている。支部交付金は1名あたり 3,200 円×3ヶ月×支部人数を各支部へ3ヶ月に1度、年4回交付している。支部の繰越金については把握していない。

沖縄会 月額 12,500 円の会費を3ヶ月に一度の頻度で、4月に第1期の引落を行っている。支部交付金については1名あたり 700 円×6ヶ月×支部人数で、9月と2月の2期に分けて支部へ交付している。コロナ禍で支部事業ができないので支部の決算としては繰越金が増えている。

#### 提案議題⑥ 事務局移転について

鹿児島会 鹿児島会では司調センター(事務局が入っている建物)の老朽化に伴い、事務局の移転を計画している。については、今後の移転作業・会計(基金など)処理の参考したく、事務局移転の経験のある会には資料の提供をお願いしたい。また、賃貸か所有物件かを教えてほしい。

福岡会 会館特別会計を作っております。新入会員の入会時に1人あたり10万円を入金してもらっています。令和2年入会人数13人。所有物件(区分)

佐賀会 平成13年に現在の場所に新築移転をしている。資料は見つからなかった。所有物件(土地・建物)。移転の際は場所の選定が大変だった。

長崎会 長崎会においても事務局移転を行ったことはありますが、20年以上前になり、その当時の資料を探してみたが見つからなかった。賃貸物件

大分会 平成13年に司調会館の建替えを行っている。調査士会の総予算5878万円。1人最低10万円を集めて寄付金2178万円。残り3700万円を20年借入した。所有物件

熊本会 移転を見据えた特別会計を設けており、現在のところ6千万円は積み立てている。目標は1億円としている。所有物件

宮崎会 現在の事務局は平成4年に移転しているが、当時の資料は残っていない。所有物件。老朽化も進んできている。

沖縄会 事務所の移転はない。所有物件。老朽化が進んできている。5年ほど前から会館

積立金を開始した。

**提案議題⑦ 用紙等販売について**

**鹿児島会** 事務局業務の整理の一環として用紙等販売について見直しを行っており、HPの活用も検討している。参考にしたいので、販売手法や支払い方法を伺いたい。また、戸籍謄本等職務上請求書の送付の方法を伺いたい。

**福岡会** 職務上請求書のみで、他の用紙販売は印刷会社に直接注文してもらうようにしており、直接販売は行っていない。調査士バッジは販売している。戸籍謄本等職務上請求書の送付方法はレターパック(赤)を利用している。

**佐賀会** 事務局において現金販売、遠方の支部会員については各支部に担当者を置き現金にて販売を行っている。戸籍謄本等職務上請求書については郵送による販売もしており、支払いは郵便小為替。戸籍謄本等職務上請求書の送付方法は把握していない。

**長崎会** 用紙注文表に必要分を記載いただき事務局に提出して直接支払ってもらうようにしている。今のところHPの活用等は検討していない。戸籍謄本等職務上請求書はレターパック(赤)を利用している。

**大分会** 事務局に近い方は、窓口販売で行っており、遠い支部は電話で注文を行い、着払いで郵送している会員が多い状況。戸籍謄本等職務上請求書は本職への手渡しのみ対応している。

**熊本会** 特別会計として運営している。基本的には戸籍謄本等職務上請求書は本職への手渡しであるが、遠隔地の会員につき郵送にて対応している。

**宮崎会** 事務局窓口で現金販売。遠方の会員は電話注文を受け、請求書と一緒に発送し、口座振込にて支払い。

**沖縄会** 用紙等の販売は来会して頂き、現金販売しております。遠方の会員へは電話かメールで注文を受け、郵送で対応している。その際には請求書を同封し、振込にて支払ってもらっている。戸籍謄本等職務上請求書は会長の許可のもと簡易書留にて郵送している。

**提案議題⑧ 土地家屋調査士手帳・カレンダーについて**

**宮崎会** 宮崎会では毎年、全員分の手帳・カレンダーを購入し配布しているのが、使用しないので希望者のみの配布が良いのではという意見があった。今後の手帳・カレンダーの注文方法の参考に、各会ではどのようにしているか伺いたい。

**福岡会** 手帳は支部ごとに希望者を募っている。支部長が取りまとめて合計したものを県会からまとめて注文している。カレンダーはない。

**佐賀会** 毎年、手帳のみ全会員分を購入・配布している。現在のところ配布について、会員から特に意見は上がっておらず、今後も継続していく予定。

**長崎会** 手帳、カレンダーは希望する会員が購入するようにしている。注文方法として会員がそれぞれ事務局に依頼し、事務局員が対応するかたちをとっている。

大分会 手帳について理事までの役員については本会が購入し配布し、その他は支部単位で集計して希望数を販売している。全体の4割程度が購入している。

鹿児島会 支部単位での購入もあるが、基本的に個人での注文(希望者)を取りまとめ、実費を徴収している。注文受付にはメールのほか、事務局の職員の発案で Google フォームを利用している。Google フォームは難しいこともなく事務局の作業も容易なのでとても良い。

沖縄会 沖縄会でも全員分の手帳・カレンダーを購入し、配布している。

#### 提案議題⑨ 九州ブロック協議会ゴルフ大会参加者への補助金について

宮崎会 ゴルフ人口が減ってきている中、遠方でのゴルフ大会参加者の確保に苦慮している。他県で開催される場合の交通費、宿泊費、参加費等の補助金について、今後の予算建ての参考にしたいと考えているので伺いたい。又、各会のゴルフ大会の開催状況、補助金や参加者の状況を伺いたい。

福岡会 予算15万円を参加者で頭割りをしている。上限5万まで支出。日調連ゴルフ1名参加。九Bゴルフ9名参加

佐賀会 参加費の内5,000円のみを補助支給。会主導でゴルフ大会の開催はしていないが、定期的に有志による開催あり。補助金の支給はなし。

長崎会 他県で開催されるゴルフ大会に参加する会員の補助はプレー費の補助としてこれまで5,000円としていたが、今年度から10,000円の補助をすることになった。交通費や宿泊費の補助はしていない。又、長崎会でゴルフ大会を開催するという事例はない。

大分会 以前は、一人1万円を補助していたが、数年前から廃止している。

熊本会 会を代表して参加するということで、旅費として1万円を補助している。

鹿児島会 日調連・九Bゴルフ大会については全体で10万円の予算を確保しており、参加人数等を考慮して都度補助金額を判断している。当会では例年チャリティゴルフ大会(交通被災者たすけあい協会への寄付を目的とする)を開催。参加人数は20名程度で、他士業にも声掛けをしている。参加者への補助はないが、大会開催と寄附金を含めた予算は確保している。

沖縄会 補助金として厚生費より、その時の参加人数や予算残額によって支給している。補助金は大体2万円程度。